

自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限の命令等に関する内規

平成 3 年 6 月 19 日

公安委員会内規第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）の規定に基づき山口県公安委員会が行う自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限の命令等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規に定める自動車の運行供用制限の命令等とは、法第 9 条第 1 項の規定により自動車の保有者に対し、自動車の運行供用制限に必要な命令を発すること（以下「命令」という。）及び法第12条の規定により自動車の保有者又は当該自動車の保管場所を管理するものに対し、自動車の保管場所に関し必要な限度において行う報告又は資料の提出要求をいう。

(命令)

第 3 条 命令は、自動車運行供用制限書（別記様式第 1 号）を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第 4 条 報告又は資料の提出要求事項は、次によるものとする。

- (1) 自動車の保有者に対しては、保管場所を管理する者との間の賃貸契約又は使用貸借契約の締結の状況、当該契約の内容、当該場所の使用状況等の報告又は資料の提出要求
- (2) 保管場所を管理する者に対しては、自動車の保有者との間の賃貸契約又は使用貸借契約の締結の状況、当該契約の内容、自動車の保有者の当該場所の使用状況等の報告又は資料の提出要求

2 報告又は資料の提出要求の方法については、報告・資料提出要求書(別記様式第 2 号)及び報告・資料提出回答書(別記様式第 3 号)をもって行うものとする。

第 5 条 この内規による命令等の取扱については必要な事項は、警察本部長が別に定める。